各施設管理者·施設管理者 各位

市民協働部スポーツ振興課長

緊急事態宣言発令によるスポーツ施設の休館、休場について(通知)

日ごろは、各施設の管理運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、滋賀県に緊急事態宣言が 8 月 27 日から発令されます。また、長浜市内の感染状況は、県内の中でも極めて深刻なレベルになっています。

本市ではこうした事態を重く受け止め、市民の健康と安全を考慮し、社会全体で人の流れを出来る限り止めることが最優先であると判断したため、全てのスポーツ施設(屋内外とも)について下記のとおり臨時休館することとしました。

このため、予約者等への連絡や周知等について対応をよろしくお願いいたします。市内 感染を収束に向かわせるための措置ですので何卒ご理解ご協力をお願いします。

記

- 1 措置内容 臨時休館、休場
- 2 期 間 <u>8月27日(金)から9月12日(日)まで</u> ※休館期間は延長される場合があります。
- 3 施設の利用にかかる詳細について

別紙<u>「コロナウイルス対策に伴うスポーツ施設の休館対応について」</u>に基づき、 対応をお願いします。

- ※予約されている方で、使用料(利用料金)をすでに支払われている場合は、**使 用料を全額還付する**手続きを行ってください。
- ※ 利用者の方に対しては、感染拡大を防ぐための対応であることをご理解いた だけるよう、<u>丁寧な説明に心がけてください。</u>
- 4 その他

本通知による対応は、今後の国内及び県内での発生状況等に応じて変更になる場合 がありますので、あらかじめご了承ください。

市民協働部スポーツ振興課スポーツ振興係の伊吹、八木

TEL:65-8787